

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○農用地利用集積等促進計画の認可

(農業振興課)

一

○令和六年度における地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける競争入札に参加する者に必要な資格

(契約課)

一

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

二

企 業 局

○企業局組織規程の一部改正について

二

監 査 委 員

○財政的援助団体等監査の結果の公表

二

○行政監査の結果の公表

六

公 安 委 員 会

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

六

○宮城県公安委員会関係自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則

一四

○宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一四

告 示

○宮城県告示第百九十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年三月二十六日

一 農用地利用集積等促進計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和六年三月二十六日

○宮城県告示第百九十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七条の五第一項の規定により、令和六年度に宮城県が発注する建設工事に係る一般競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札(以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を次のとおり定めた。

なお、特定調達契約に係る一般競争入札に参加しようとするものは、次の二から七までに定めるところにより申請し、八に定めるところにより承認を受けなければならない。

令和六年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 資格要件

1 及び2のいずれにも該当する者であること。

1 次の(一)から(三)までのいずれにも該当しないこと。

(一) 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者

(二) 二に掲げる申請に必要な書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(三) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を受けていない者及び同法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていない者

2 参加を希望する建設工事(建設業法第二条第一項に規定するものをいう。)の種類に応じた経営事項審査による建設業法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値が、次の表の基準を満たす者

調達をする建設工事の種類	基 準
建築一式工事	八百五十点以上
電気工事	八百五十点以上
管工事	八百五十点以上

宮城県知事 村 井 嘉 浩

機械器具設置工事
電気通信工事

八百五十点以上
八百五十点以上

二 申請に必要な書類

1 建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書

2 添付書類

直近の総合評定値通知書の写し（審査基準日が建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書の提出日前一年七月以内のものに限る。）

三 申請書類の作成に用いる言語

日本語

四 受付期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで（宮城県の休日を含める条例（平成元年宮城県条例第十号）第一条第一項に規定する日（以下「休日」という。）を除く。）

五 申請書の配布期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで（休日を除く。）

六 申請書の配布及び申請書類の提出場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班

七 申請の方法

提出場所に申請書類を郵送すること。

八 資格承認

資格審査の結果、一の資格要件を満たすと認められる者について、特定調達契約に係る一般競争入札への参加資格を承認し、建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格承認者名簿に登録する。

九 審査結果の通知

当該申請者に郵送で通知する。

十 資格承認の有効期間

資格承認日から令和七年三月三十一日まで

十一 資格の更新手続

令和七年三月三十一日までに資格申請の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

十二 申請に関する問合せ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班（電話〇二一一二一一三三三五）

公 告

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年三月二十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登米市南方町王塚四百九十三番一、四百九十三番二、四百九十四番一、四百九十四番二、四百九十五番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

登米市追町北方字三方島西二十二番地二
社会福祉法人のぞみ

企 業 局

〇宮城県企業局管理規程第六号

企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和六年三月二十六日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

企業局組織規程の一部を改正する管理規程

企業局組織規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項の表中「水道経営管理専門監」を「水道事業推進専門監」に、「水道経営管理に関する」を「水道事業の推進に関する」に改める。

附 則

この管理規程は、令和六年四月一日から施行する。

監 査 委 員

〇宮城県監査委員第三号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。

令和6年3月26日

- 1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等
 下記2のとおり。
- 2 監査結果
- | | |
|---------|--------|
| 宮城県監査委員 | 佐々木 喜藏 |
| 宮城県監査委員 | 佐々木 功悦 |
| 宮城県監査委員 | 成田 由加里 |
| 宮城県監査委員 | 吉田 計 |

令和4年度の出納その他の事務の執行について実施しました。その結果、公表すべき指摘事項があった場合には、「監査の結果等」の欄に記載しました。また、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。

団 体 名	実施年月日	監 査 の 結 果 等
公益財団法人 宮城県環境事業公社	6. 1. 11	1 団体の事業概要 県内から排出される産業廃棄物理立処分の実施、処分場の維持管理及び循環型社会の形成に関する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 50,000,000円 (出資割合33.3%) 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
公益財団法人 宮城県文化振興財団	6. 1. 16	1 団体の事業概要 文化活動の一層の活性化を図るため、文化芸術活動の振興及び支援等を行うほか、宮城県民会館の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 1,155,000,000円 (出資割合99.7%) [補助金] 宮城県NPO等による心の復興支援事業補助金 1,800,000円 [公の施設の管理] 宮城県民会館 380,517,196円

(宮城県民会館管理運営共同企業体の一員)

- 3 監査の結果
 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

公益財団法人 慶長運政使節船協会	5. 11. 15	1 団体の事業概要 地域の振興と青少年の健全育成を図るため、大航海時代の歴史的実績及び船舶・海洋に関する学習・体験の場の提供等を行うほか、宮城県慶長使節船ミュージアムの指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 500,000,000円 (出資割合50.0%) [公の施設の管理] 宮城県慶長使節船ミュージアム 115,205,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
---------------------	-----------	---

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	6. 1. 18	1 団体の事業概要 地域福祉の推進を図るため、市町村社協や各種団体などとの連絡調整、支援及び組織強化に加えて、提言、調査、社会福祉の人材の養成・研修などの事業を実施するほか、宮城県船形の郷等の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 10,000,000円 (出資割合90.9%) [補助金] 宮城県社会福祉協議会補助金等 2,223,625,847円 [負担金] 自立を祝う会分担金等 210,252円 [公の施設の管理] 宮城県船形の郷 1,487,832,625円 宮城県啓佑学園 348,397,598円 宮城県第二啓佑学園 218,513,653円 宮城県七ツ森希望の家 104,347,000円 宮城県援護寮 77,061,177円 宮城県介護研修センター 33,420,000円 3 監査の結果 生活福祉資金貸付金償還金等において、多額の長期滞留債権が認められたので、引き続き改善を図る必要がある。
----------------------	----------	--

地方独立行政法人 宮城県立病院機構	5. 12. 20	<p>1 団体の事業概要 県立2病院を運営し、県の医療政策として求められる高度・専門医療を提供するとともに、県内における医療水準の向上を図るため、医療に関する調査及び研究を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔出資金〕 160,235,890円（出資割合100.0%）</p> <p>〔補助金〕 宮城県新型コロナウイルス感染症対策事業医療提供体制整備費補助金等 1,064,746,500円</p> <p>〔負担金〕 地方独立行政法人宮城県立病院機構運営費負担金等 3,410,774,974円</p> <p>〔貸付金〕 短期貸付金 500,000,000円 長期貸付金に係る令和4年度末残高 6,168,642,357円</p> <p>3 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>る。</p>
公益財団法人 みやぎ産業振興機構	5. 12. 22	<p>1 団体の事業概要 中小企業等の経営革新及び創業の促進並びに経営基盤強化等を図るため、中小企業の販路開拓や人材育成等の支援事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔出資金〕 1,276,776,000円（出資割合70.6%）</p> <p>〔補助金〕 宮城県中小企業経営資源強化対策費補助金等 523,956,818円</p> <p>〔貸付金〕 短期貸付金 286,575,000円 長期貸付金に係る令和4年度末残高 84,335,701,289円</p> <p>〔損失補償〕 損失補償契約に係る令和4年度未借入金残高 4,425,000,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ</p>	<p>る。</p>
株式会社 仙台港貿易促進センター	5. 11. 8	<p>1 団体の事業概要 外国貨物の物流高度化・流通促進を図るため、輸出入関連基盤施設の管理運営を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔出資金〕 32,457,142円（出資割合32.5%）</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>き指摘事項はなかった。</p>
公益財団法人 みやぎ農業振興公社	6. 1. 18	<p>1 団体の事業概要 地域農業の振興を図るため、農地保有合理化、農畜産業の基盤整備及び生産支援、優良種子・種苗の生産・供給、担い手の育成・確保及び農地等の保全等の事業を行うほか、宮城県岩出山牧場の指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔出資金〕 1,722,600,000円（出資割合61.0%）</p> <p>〔補助金〕 宮城県農地集積・集約化対策事業費補助金等 318,594,352円</p> <p>〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和4年度末残高 41,700,813円</p> <p>〔損失補償〕 損失補償契約に係る令和4年度未借入金残高 63,605,000円</p> <p>〔公の施設の管理〕 宮城県岩出山牧場 89,637,187円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>る。</p>
一般社団法人 宮城県林業公社	6. 1. 11	<p>1 団体の事業概要 森林資源の造成、水資源のかん養及び自然環境の保全を推進するため、造林、育林等の森林・林業に関する事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔出資金〕 100,000,000円（出資割合86.9%）</p>	<p>る。</p>

		<p>〔補助金〕 森林育成事業補助金等 118,054,310円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和4年度末残高 1,001,567,305円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	協会	<p>術援助及び東日本大震災の被災者の心のケアに関する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 東日本大震災に係る宮城県被災者の心のケア支援事業費補助金 176,047,384円 〔負担金〕 宮城県精神保健福祉大会運営費負担金等 125,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
塩釜港開発株式会社	5. 11. 8	<p>1 団体の事業概要 塩竈市から旅客ターミナル「マリオンゲート塩竈」の指定管理者として指定を受け、施設内のテナント等の賃貸、施設の維持管理及び各種イベント開催等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 28,305,085円（出資割合28.3%） 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	公益社団法人 宮城県トラック協会	<p>6. 1. 12 1 団体の事業概要 貨物自動車運送事業について、適正な運営及び公正な競争の確保による健全な発展を促進するため、指導、調査及び研究をはじめとする各種事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 宮城県貨物運輸振興事業費補助金 454,500,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
宮城県住宅供給公社	5. 12. 26	<p>1 団体の事業概要 住民の生活の安定を図るため、居住環境の良好な集合住宅の供給及び公営住宅の賃貸管理事業等を行うほか、改良県営住宅及び特定公共賃貸住宅の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 20,500,000円（出資割合93.8%） 〔負担金〕 県設立団体の地方職員共済組合員に係る共済費用負担金 11,566,660円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る令和4年度末残高 206,655,000円 〔公の施設の管理〕 改良県営住宅及び特定公共賃貸住宅 22,229,433円 3 監査の結果 立替金において、精算が遅延しているものが認められたので、引き続き改善を図る必要がある。</p>	公益社団法人 宮城県国際経済振興協会	<p>6. 1. 10 1 団体の事業概要 本県の産業経済の発展に寄与するため、ソウル事務所、大連事務所の設置や国際経済に関する情報の収集・提供事業をはじめとする各種事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 宮城県国際経済振興事業補助金 45,226,000円 〔負担金〕 公益社団法人宮城県国際経済振興協会会費 900,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
公益社団法人 宮城県精神保健福祉	5. 12. 6	<p>1 団体の事業概要 精神保健福祉に関する知識の普及啓蒙、調査研究、技</p>	社会福祉法人 宮城県障がい者福祉協会	<p>5. 12. 22 1 団体の事業概要 障害者福祉の増進を図るため、障害者支援施設の経営等を行っており、宮城県障害者福祉センター及び宮城県障害者総合体育センターの指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容</p>

			〔公の施設の管理〕 宮城県障害者福祉センター 宮城県障害者総合センター 47,163,000円 28,860,000円
		3	県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

公益財団法人 宮城県視覚障害者福祉協会	5. 12. 15	1	団体の事業概要 視覚障害者の福祉向上の理念に基づき、視覚障害者の自立と社会参加に必要な訓練等に対する指導等各種事業を行っており、宮城県視覚障害者情報センターの指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県視覚障害者情報センター 56,703,000円
		3	県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

東洋緑化株式会社	5. 12. 12	1	団体の事業概要 緑化、造園及びこれに関連する工事、維持管理等を行っており、宮城県総合運動公園（土木部が所管する緑地部分）の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県総合運動公園（土木部が所管する緑地部分） 28,320,000円
		3	監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

株式会社 アイ・ケー・エス	5. 12. 8	1	団体の事業概要 上・下水道施設の維持管理業務等を行っており、北上川下流流域下水道、迫川流域下水道及び北上川下流流域下水道の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 北上川下流流域下水道、迫川流域下水道及び北上川下流流域下水道 1,467,166,054円
		3	監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべ

き指摘事項はなかった。

○宮城県監査委員告示第4号
地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した「指定管理者制度の運用状況」に係る監査結果を別冊のとおり公表する。

令和6年3月26日

宮城県監査委員	佐々木 喜 藏
宮城県監査委員	佐々木 功 悦
宮城県監査委員	成 田 由 加里
宮城県監査委員	吉 田 計

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第6号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 自動車教習所等の届出等（第36条－第41条）」を 第9章の2 遠隔操作型小型車
第9章の3 特定自動運行（第36条－第39条）
等（第36条－第39条）

（第40条－第40条の3）に改める。

41条－第41条の5）

第29条第1項の表中

1 若柳警察署 （栗原市若柳字川北原畑4番地4）	1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理
2 築館警察署 （栗原市築館字留場中田201番地の2）	2 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理
3 鳴子警察署	3 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理

<p>4 (大崎市鳴子温泉字車湯92番地12) 白石警察署 (白石市大平森合字清水田4番地1) 5 角田警察署 (角田市角田字扇町5番地7) 6 亶理警察署 (亶理郡亶理町字旧館61番地21)</p>	<p>4 若柳警察署、築館警察署、鳴子警察署、白石警察署、角田警察署及び亶理警察署の管轄区域に住所を有する者のうち次に該当するものに対する法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請及び法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請の受理(ただし、高齢者講習を受講している者及び更新を申請する日前6月以内に特定任意講習を受講している65歳以上の者で法第92条の2第1項の表に規定する優良運転者に限る。) (1) 若柳警察署の管轄区域のうち栗原市栗駒に住所を有する者 (2) 築館警察署の管轄区域のうち栗原市花山に住所を有する者 (3) 鳴子警察署の管轄区域のうち大崎市鳴子温泉に住所を有する者 (4) 白石警察署の管轄区域のうち七ヶ宿町に住所を有する者 (5) 角田警察署の管轄区域のうち丸森町に住所を有する者 (6) 亶理警察署の管轄区域のうち山元町に住所を有する者</p>
<p>1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理 2 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理(ただし、全ての免許の取消しの申請に限る。) 3 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理</p>	<p>1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理 2 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理(ただし、全ての免許の取消しの申請に限る。) 3 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理</p>

を

「
気仙沼警察署及び南三陸警察署を除く警察署

<p>1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理 2 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理(ただし、全ての免許の取消しの申請に限る。) 3 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理</p>	<p>1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理 2 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理(ただし、全ての免許の取消しの申請に限る。) 3 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理</p>
---	---

に改める。

第34条第1項中「交通企画課長」の次に「(以下「交通企画課長」という。)」を加える。
第40条及び第41条を次のように改める。

第9章の2 遠隔操作型小型車
(遠隔操作による通行の届出)

第40条 法第15条の3第1項の規定による届出は、交通企画課長を経由して公安委員会に行わなければならない。

(届出番号等の通知)
第40条の2 法第15条の3第3項の規定による届出番号等の通知は、様式第36号の届出番号等通知書により行うものとする。

(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)

第40条の3 法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する公安委員会の指示は、様式第36号の2の遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書を遠隔操作型小型車の使用者に交付して行うものとする。

第9章の3 特定自動運行
(特定自動運行許可申請書等の提出)

第41条 次に掲げる申請書等は、交通企画課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 施行規則第9条の19第2項に規定する特定自動運行許可再交付申請書
- (2) 施行規則第9条の20第1項に規定する特定自動運行許可申請書
- (3) 施行規則第9条の23第1項に規定する特定自動運行計画変更許可申請書
- (4) 施行規則第9条の25第1項に規定する特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書(特定自動運行の許可に関する意見の聴取)

第41条の2 法第75条の13第2項の規定による意見の聴取は、様式第37号の特定自動運行の許可に関する意見聴取書(甲)により行うものとする。

2 施行規則第9条の22の規定による意見の聴取は、様式第37号の2の特定自動運行の許可に関する意見聴取書(乙)により行うものとする。

(許可の公示)
第41条の3 法第75条の17の規定による許可の公示は、様式第37号の3の対象者許可票により行うものとする。

(特定自動運行に関する指示)

第41条の4 法第75条の26第1項の規定による指示は、様式第37号の4の特定自動運行に関する指示

書により行うものとする。

(特定自動運行に係る行政処分に関する意見の聴取)

第41条の5 法第75条の26第2項の規定による意見の聴取は、様式第37号の5の特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書により行うものとする。

様式第36号を次のように改める。

様式第36号 (第40条の2関係)

届出番号等通知書

殿

年

月

日

宮城県公安委員会

道路交通法第15条の3第3項の規定により、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出をした者を識別するための届出番号等を次のとおり通知します。

届出番号等

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第36号の次に次の1様式を加える。

様式第36号の2（第40条の3関係）

(表)

<p>遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">宮城県公安委員会</p>	
<p>道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。</p>	
住 所	
届 出 番 号 等	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

- 備考
- 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

様式第37号を次のように改める。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となりま
す。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。
なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、
取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、
取消訴訟は、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月
以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その判決の日の翌日から
起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

様式第37号 (第41条の2関係)

様式第37号の次に次の4様式を加える。

特定自動運行の許可に関する意見聴取書 (甲)

殿 年 月 日

宮城県公安委員会

年 月 日、別添1 (特定自動運行許可申請書の写し) のとおり、道路
交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同法第75条
の13第2項の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。
つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

一 特定自動運行用自動車^が自動運行装置を備えたものであることに疑義はないか。ま
た、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができ
る状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。

二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満
たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。

三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動
運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における
移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民
の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の2 (第41条の2関係)

特定自動運行の許可に関する意見聴取書(乙)

殿

年 月 日

宮城県公安委員会

年 月 日、別添1(特定自動運行許可申請書の写し)のとおり、道路
交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路交通法
施行規則第9条の22の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。
つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先

備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の3 (第41条の3関係)

対象者許可票

許可証番号	宮城県公安委員会 第 号
特定自動運行実施者の氏名又は名称 (法人にあってはその代表者の氏名)	
特定自動運行の経路	
特定自動運行を行う日及び時間帯	
特定自動運行を行うための前提となる気象の状況	
特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度	
備考	
許可年月日	
許可者	

備考 1 枠については、適宜行数等を変更して使用すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の4 (第41条の4関係)

(表)

特定自動運行に関する指示書 殿 年 月 日 宮城県公安委員会	
道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏名又は名称	
許 可 証 番 号	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

(裏)

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
 なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります)、取消訴訟(処分の取消しの訴え)を提起することができます。
 なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

殿 年 月 日

宮城県公安委員会

道路交通法

の写し)のとおり、
の規定により、別添 ()
を行うことを予定

しているところ、同法第75条の26第2項の規定に基づき、意見を聴取します。
意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。

1 特定自動運行実施者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先

備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第7号

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 (平成14年宮城県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第10号中「認定証番号」を「認定番号」に改める。

様式第14号中「認定証番号」を「認定番号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○宮城県公安委員会規則第8号

宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則 (平成19年宮城県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第117条の2」及び「第117条の2の2」の次に「第1項」を加える。

別記様式第2号、別記様式第3号及び別記様式第4号中「第117条の2」及び「第117条の2の2」

の次に「第1項」を加える。

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。